

総務常任委員会

1 開 議 平成28年6月20日(月) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第40号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第41号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第45号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 陳情第 4号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情書

総務常任委員会名簿

委員長	君	島	孝	明	出席
副委員長	高	木	雄	大	出席
委員	滝	田	一	郎	出席
	中	川	雅	之	出席
	前	野	良	三	出席
	引	地	達	雄	出席
	小	野	寺	尚	武

当局	総合政策部長	佐	藤	英	夫	出席
	選挙管理委員会事務局長	磯		良	夫	出席
	総務課長	櫻	岡	賢	治	出席

事務局	齋	藤	一	美	出席
-----	---	---	---	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（君島孝明君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤総合政策部長、磯選挙管理委員会事務局長、櫻岡総務課長です。

◎議案第40号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、議案第40号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第40号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市長部局に新たな附属機関を設置することに伴い、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第40号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書補助資料の231ページをごらんください。この条例改正の趣旨につきましては、市長の附属機関として大田原市バイオマス産業都市構想策定委員会を新設することに伴い、別表を改正するものでございます。

それでは、改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、232ページをごらんください。大田原市附属機関設置条例、別表市長の部附属機関、大田原市営林委員会の次に、大田原市バイオマス産業都市構想策定委員会を追加し、その担当事務をバイオマス産業都市構想の策定等に関する事務と定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日は、平成28年7月1日と規定いたします。

以上が改正部分でありますけれども、そもそもバイオマス産業都市構想とはどういったものなのか、また今回設置する策定委員会は具体的にどのような事務を担当するのか等についてご説明をいたします。

まず、バイオマス産業都市構想とは、地域のバイオマス、例えば木質あるいは食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物など、そういった原材料を生産から収集運搬、製造利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用したエネルギーやマテリアルとして創意工夫を生かして活用するバイオマス産業都市の発展を目指す地域の構築を推進するものでございます。これは、地域に新たな覇気

を創出し、雇用と所得を確保するもので、環境にやさしいまちづくり、活力あるまちづくりにつながるものと期待されているものです。

この構想の作成主体ですけれども、市町村が単独でやる場合あるいは市町村が複数でやる場合、市町村単独あるいは複数と県が共同でやる場合、それからそういった2つのものと民間団体が協働でやる場合と、その3種類がございます。本市の場合は、市単独で構想を策定するということとしております。

この構想を国の関係7府省、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省で構成されますバイオマス産業都市関係府省連絡会議へ提案を起こしまして、国のバイオマス産業都市選定委員会による審査、ヒアリングを経て、選定推薦案が決定された後、関係7府省によるバイオマス産業都市の選定が行われ、その後に関係府省の支援を受けて、構想の実行、具体化を行うものでございます。

次に、委員会の管理する事務の具体的な内容としましては、大田原市バイオマス産業都市構想案の調査、策定をすることとしておりまして、構想の内容としましては、本市地域の概要、地域のバイオマス利用の現状と課題、目指すべき将来像と目標、事業化プロジェクトの内容、地域の波及効果、実地体制、その他フォローアップの方法などが構想の内容となっております。

委員につきましては、バイオマス産業に関し意見を有する者、バイオマス産業に関連する団体及び事業者の代表者あるいは市民団体の代表者、関係行政機関の職員、市職員などで30人以内で組織をし、任期につきましては、構想案の策定が完了する日までとしておりますけれども、本年度4回の会合を予定しております、年度内に構想案を策定する予定でございます。

また、案の取りまとめにつきましては、バイオマス産業都市構想策定業務を委託することになっておりまして、年度の当初予算で6款2項1目林業振興費に457万3,000円を計上しております。当時は市単独で策定する予定でありました。しかし、今般このソフト事業について国庫補助の対象となる旨の承認を受けまして、地域バイオマス産業化推進事業費補助金として、事業の限度額であります300万円、これについて今議会において補正予算を上程しまして、6月15日にご議決をいただいたところでございます。

以上で議案第40号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了いたします。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（君島孝明君） ただいま傍聴の申し出がありますので、これを許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 傍聴を許可いたします。

（傍聴者入室）

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 質問いたします。

冒頭、この事業については市町村単独、県と共同とか、民間活用とか3種類あるということですね。その中で大田原市は市単独を選定したというお話を伺いまして、最後のお話の中で、市単独の予定だったが、300万円を6月15日補正を計上して云々というお話がございました。ちょっとそここのところをもう一度詳しくその単独から300万円の部分というのはわかるのですけれども、どんなふうな部分がどうなるのかという

ことで詳細な説明をお願いします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 市単独で行うものと補助金の300万円というのは別の話でして、もともとその計画自体は市単独で行うという予定でした。当初予算の計上時には、そのソフト事業に対して補助金を受けられるかどうかわからなかったという部分がございます、このたびそのソフト事業について一応提案をしたと、市のほうで提案をした結果、国の農林産業費国庫補助金ということで、地域バイオマス産業化推進事業費補助金というものに公募をしまして、3月28日、候補者として選定を受けまして、実施計画書を4月になりまして提出しました。それに対して5月の下旬に承認をいただきまして、5月30日に内示をいただいたと。現在その交付申請を行っているということで、限度額につきましては、一応300万円ということで、もともとソフト事業としてその当初予算で450万円という形を上げていたものですから、限度額の300万円について認定を受けたという形でございます。

（何事か言う人あり）

○総務課長（櫻岡賢治君） 構想そのものも市単独で行うことになっていまして、市単で事業を行うことを予定していたわけですが、市単独で要するに補助の申請をして、提案をして、その認定を受けたことによって補助が受けられるようになったということでございます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 再確認なのですが、あくまでこれは市単独でやるけれども、そのソフトに関してだけ国のバイオマスの補助が受けられるようになって、3月28日選定、4月計画書提出、5月下旬、そしてそれについて内示が出ているという、そういう流れということで、あくまでもこれは当初の計画どおり市単でやっていくという形ですね。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） はい。計画自体は市単独で、その補助がついたということでございます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） また、ちょっと細かいことで恐縮でございますが、4回の会議という説明ありましたが、これについてはどのようなスケジュールで、市提案としてはどういったものをたたき台にのせていくのか。例えば木材のほうの何かをやるとか、あるいは畜産のほうをやるとか、下水のほうをやっていくとか、先ほど農林水産関係ということなので、何か家畜というにおいては、あるいは林業というにおいてはいたしますけれども、その辺お願いしたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 会合ですけれども、予定としましては、7月、9月、10月、1月の4回を予定しております。事務局としては、そのバイオマス、先ほど言いましたように、たくさんその廃棄物系とか、未利用とか、資源作物とか、いろいろあるわけですが、本市の一応事務局として予定をしているのは、木質関係を利用した発電あるいは熱利用あるいはその食品廃棄物を利用した発電あるいは堆肥化、そういうものを一応事務局案の骨子として構想を練っていただくというふうに考えております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 木質発電とか、そういったところに行ったときには、委員には事業者とか、団体も入るのですけれども、その事業実施組織の中には、そういう方の資本とか、知恵とか、そういう部分は想定しない案をつくっているということなのではないでしょうか。何か事業者も一緒にやっていると、例えば旧馬頭東中学校の発電ですか、ああいうふうに入業者が入って、なおかつあそこの例でいえばまちのウナギ養殖とか、マンゴーとか、そういったものを絡めてやっていく、またさらには地域通貨券みたいなものも発行して、そういう材木であれば集めて、集めたものに対して何らかの運賃程度のもを還元するとか、その還元金を地域通貨券に対して使うとか、やはり長期的に、将来的に永続性のある地域活性化のために、雇用はもちろんなのですけれども、市民の人、林業で木を持っている人、事業者、製材業者、そういう人が総合的に機能していかないと、その薄い、厚みのない構想になってしまうのではないかと、一般的にその市で最初たたき台に出すときに、あらかじめ幅広いたたき台を出さないと、どうしてもそこだけで、4回ということなので、多分1回目はさらっとトータル的な話、2回、3回と行って、そのこの深みのあるというか、厚みのある構想あるいは実際の実施、そういったところにやはり民間の活力も当然入れていく必要があるというふうを考えるわけですが、市単独ということに否定するわけではないのですけれども、その中にどういふふうにそれを絡めていくか、今後の課題だと思いますので、もしお考えがあれば。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 構想自体は市単独でございますけれども、先ほども申しあげましたように、委員の中には事業者、もちろん入ってございます。予定している委員としましては、那須農業協同組合の営農部あるいは養豚業者、養鶏業者、それから森林組合、そういった事業所ももちろん入った上での市単独での計画ということでございますので、計画を策定する段階から、そういった事業者には入っていただいて、ご意見をいただいて、策定していくということを予定しております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 今いろいろ説明していただいたのですけれども、まずその委員30名くらいということでお話ございました。結構だと思うのですけれども、ただ、委員の選考、事業所とか、そういった団体の長とか、これはよくわかりますが、多分附属機関のように、例えば何々市民に関連ある団体の長とか、そういうのは充て職でたくさん入っていますね。それは、私はこういったのはよしてもらいたいという考えなのです。それはご意見もらうかどうかわかりませんが、もう1つ、あと4回で今計画しているということでございますけれども、これ4回で市長のほうに策定でまとまって提出した場合は、それでこの附属機関はなしにするということを考えていいのかどうか、そのところを。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 大田原市バイオマス産業都市構想策定委員会設置要綱というものが設置をされていまして、先ほど言いましたように、30名以内とかと、その中で一応市長が任命するものについては、その関連団体及び事務所の代表者ということで、先ほど私が言いましたように、事業所としては那須野農協とか、養豚業者とか、養鶏業者あるいは森林組合、そういった方々に推薦をいただいて、委員を選ぶと

ということになりますので、基本的にはこういった構想をつくりますので、委員をお願いしますという形になると思います。そういった形で、もちろんその構想に対しての意見を言っていただける方々を推薦していただけるだろうというふうには思っております。

あと、先ほどのその4回ということですがけれども、基本的にその今年度中につくりまして、来年度国に対して申請をすると、申請というか、その提案をするということになりますから、基本的には年度内につくらないと、来年度選定のその提案ができなくなってしまうので、4回でまとめていきたいということでございます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 私から補足で追加でご説明いたします。

今、小野寺委員のほうのあったこの策定委員会はバイオマス産業都市構想策定、それで終わりにになってしまうのかというご質問ですが、組織の形態としてはそういう形なのですが、その次の段階、実際は次の段階のほうが大事で、それをバイオマス産業都市の選定を受けた後、具体的な個別事業をどう進めていくかというのがまだ次のステップ必要ですので、仮称ですがけれども、バイオマス活用推進協議会、これを構想案の選定を受けられた暁には、次のステップとして活用推進協議会、これをまた新たな設置を、その時点でまたご議決をいただくのですが、そういう形で推進協議会を立ち上げて、今度は具体的な事業についての姿の協議をまた進めていくという組織をつくることを予定しています。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 今のお話ですと、その終了後も活用ということで、審議会をつくってということではありますが、当然立ち上げの委員さんと活用はまた別になると思うのです、委員さんは。また、そういったことで新たに任命していくのかどうか、その点を。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 委員がおっしゃったとおりで、活用段階ではまたその活用を進めていく協議の中で、ふさわしい委員さんをまた人選するという予定でございます。

○委員長（君島孝明君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回このバイオマス産業都市のその策定委員会ということで、30人以内という形なのですがけれども、今後のバイオマス自体のその策定に当たってということで、農水省のほうでちょっとホームページなんかを見ると、策定に当たってのその派遣とか、いろんな形での専門的な方々の派遣なんかも含めて、アドバイスのものも考えているような話も出ているのですがけれども、そういった今回30人以内といったときに、例えば今度41号に多分つながってくると思うのですがけれども、その大学教授だとか、いろんなもののその国からの派遣という形でのそういう専門家の派遣というものは考えているのか、その辺をお聞きいたします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 大田原市のバイオマス産業都市構想策定委員会設置要綱の中には、委員としては先ほど申しあげましたように、バイオマス産業に関し識見を有する者、バイオマス産業に関連する団体

及び事業者の代表者、市民団体の代表者、関係行政課の職員、市職員、それ以外に全各号に掲げる者のほか市長が特に必要と認めるものということで、当初からその委員に認めるかどうかはわかりませんが、必要とあればそういった方々も委員には任命することは可能なかとは思いますが、当初からそういった形でアドバイスをもらうかどうかということに関しては、ちょっと今のところは具体的にどの人という話は特にはないと思います。

○委員長（君島孝明君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） あともう一つなのでですけども、その今回市単独で構想を練った場合に、これから活用推進協議会とか、いろんなものを考えていったときに、市単独でといったときの補助金とか、いろんなものをもらった中での構想を練った中で、例えば八溝関係とか、いろいろ協議会なんかもあって、ではそれを入れましょう。いろいろそれを中心的にというようないろんな形で市以外の幅を広げていった場合のそういう構想を練ることというのも実際的にいいのかなと思ってしまう。市の中でやる事業という形でのその補助金額をいただいた場合というのは、幅広く構想というのはつくれるのかなと私思うこともあるのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 先ほどもこのバイオマス産業都市構想の作成の主体というのをお話差し上げたと思うのですが、要するに市単独でやる場合と市町村複数でやる場合、それから市町村単独で、市町村複数プラス県内とか、それに民間が加わる場合という策定構想の主体があるわけですし、今回の大田原市の場合には、大田原市単独で構想をできますよということですから、今回の構想につきましては、大田原市単独のものを考えているということでございます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 直接このバイオマスの審議会とはちょっと切り離して言わせていただきますけれども、この附属機関、昨年の中身の審議会、そしてまた今回、後から後から附属機関がふえていきまして、今56ですね。以前はそんなことはなくて、もう精査していったと思うのです。ぜひ委員長、副委員長とも協議して後でいきたいと思うのですが、総務常任委員会がぜひこのこれを精査して、ダブるような委員会、それともう活動はしていない附属機関、これを1度精査してみるべきだと、そう思っています。

特に先ほどもちょっと質問の中で言ったのですが、また複数の審議会に同一の方が5つも6つも入っているのがあるのです。ただ、何々の例えば大変申しわけないけれども、区長、何とかの会長だから充て職ですと、何とかですと、そういうのとか、この間の条例改正でもあった、審査請求のその審査までそういった方が委嘱されているというようなことは、私はちょっと幾らかこれおかしくなってきているのではないかと考えているのです。ですから、意見ですから、ぜひそういった精査するのも総務常任委員会でできたらば意見を出すような形をぜひとっていきいたいなど、こう思っておりますが、その点です。

○委員長（君島孝明君） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第40号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(君島孝明君) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第41号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(君島孝明君) 次に、日程第2、議案第41号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(佐藤英夫君) 議案第41号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、報酬支払いの対象となる職の追加に伴い、関係部分を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(君島孝明君) 総務課長。

○総務課長(櫻岡賢治君) 議案第41号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書補助資料235ページをごらんください。この条例改正の趣旨につきましては、新たに先ほどの議案第40号でご説明申し上げました大田原市バイオマス産業都市構想策定委員会の委員の職を追加し、別表を改正するものでございます。

それでは、改正内容を新旧対照表にてご説明いたしますので、236ページをごらんください。大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表2、職名、名木選定調査委員会委員の次に大田原市バイオマス産業都市構想策定委員会の委員の職を追加し、その報酬額を他の附属機関の委員の報酬の例に倣い、大学教授等について月額1万5,000円、その他の委員については月額6,400円と定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日は、平成28年7月1日と規定しております。

以上が改正内容でございます。

委員構成につきましては、先ほど議案第40号でご説明申し上げましたように、バイオマス産業に関し識見を有する者、それからバイオマス産業に関連する団体及び事業所の代表者、市民団体の代表者、関係行政機関職員、市職員など30人以内ということでございます。今定例会におきまして、6款2項1目林業振興費、委員報酬としまして31万6,000円の補正予算を計上しております。

以上で議案第41号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終了いたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 先ほどの続きになってしまうと思うのですが、こういうものを策定する場合というのは、やっぱり国のほうからある程度専門的な人を例えば大学教授であれば、今回木質のその関係というような形を中心的にやるのであれば、木質に詳しいような、そういった大学教授であるとか、そういうものの何とか研究所とか、いろんなそういうところのリスト的なものという、だからこういう人を使ってくださいとか、そういうものというのは国からのこういうアドバイスのようなものがないのか。もしあるのであれば、そういう人をぜひとも雇って、やっぱりきちんとした形で構想を策定していかないとと思うのですが、その辺の市の考えというのはどういうふうな形になるのかなど。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 今、中川委員がおっしゃるように、一応その計画を策定しただけではなくて、策定した後にその事業を具体化するために、国の補助金を得る。その前段階としてこの構想をつくるわけですから、そのいわゆるバイオマスに識見を有する方、そういった方の委員を選ぶのは大前提だというふうに思っております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） その中で、今回大学教授等という形で書いてあるのですが、市のほうではある程度目安も実際的には7月には第1回の会議を開くわけですから、ある程度の考えのものの識見を有したその方というのは何人ぐらいを考えて進めていこうとしているのか、その辺を。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 報酬としまして31万6,000円という委員の報酬上げていますけれども、大学教授等につきましては、1名の予定でございます。その他、実際その委員として、関係行政機関とか、あるいは市の職員というのはその報酬は発生しませんので、その他の委員としては10名程度を予定しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） そうしますと、1名プラス10名で、大体11名という形での組織になるのですか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） それプラス先ほど言いましたように、関係行政機関、それから市の職員ということになりますので、それを合わせて30名以内ということでございます。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第41号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第45号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第3、議案第45号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（磯 良夫君） 議案第45号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書補助資料259ページをごらんください。この条例改正の趣旨につきましては、本年4月8日に公職選挙法施行令の一部改正がありまして、国会議員の選挙運動に対する公費負担の限度額が引き上げられたことに伴いまして、これを準用する当該条例で定める市議会議員及び市長の選挙時における選挙運動用の自動車の使用、選挙運動用のポスター及び市長の選挙時における選挙運動用ビラの作成に対する公費負担の限度額を改正された公職選挙法施行令の金額と同額に関係条例の改正を行うものであります。

引き上げの主な理由としましては、国会議員の選挙運動に対する公費負担の改正につきましては、3年に1度の参議院議員通常選挙の際に、基準額の改正を行っておりまして、前回の選挙、平成25年7月21日以降に、平成26年4月から消費税が5%から8%に引き上げられたことによるものであります。

それでは、条例改正の内容につきましてご説明をいたしますので、260ページの新旧対照表をごらんください。条例第4条、選挙運動用自動車の使用における公費負担額につきましては、自動車燃料代、運転手を一括して契約する俗に言うハイヤー方式、自動車燃料代、運転手を個別に契約するレンタル方式とがあります。

第4条第1号は、記載が略されておりますが、一括契約のハイヤー方式が記載されております。

第2号アに定める選挙運動用自動車の借入れ契約である場合、使用された各日について、その使用に対して支払うべき金額が1万5,300円を超える場合には、限度額が「1万5,300円」とあるものを「1万5,800円」に改めるものであります。市議会議員、市長選挙の場合には、選挙運動期間が7日間でございますので、11万600円が限度額となります。

第2号イに定める選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合、1日当たりの金額として「7,350円」とあるものを「7,560円」に改めるものでございます。市議会議員、市長選挙の場合には、選挙運動期間が7日間でございますので、5万2,920円が限度となります。これは、1日当たりに換算でございますので、例えば1日目に燃料代が1万円、2日目に燃料代が5,000円、そういう場合には7日間通算で5万2,920円が限度額となります。

次に、第8条に定める選挙運動用ポスターの公費負担額に対するもので、ポスターの1枚当たりの作成

単価が「510円48銭」とあるものを「525円6銭」に、加算額「30万1,875円」とあるものを「31万500円」に改めるものであります。これを計算式に当てはめると、ポスター1枚当たりの作成単価の上限額が1,538円になります。ポスター掲示場の枚数につきましては、参議院通常選挙から307枚になりましたので、1候補者当たりの上限額47万2,166円が公費負担の限度額となります。

次に、第9条及び第11条は、市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に対するもので、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価「7円30銭」とあるものを「7円51銭」に改めるものでございます。市長選挙用のビラは、選挙運動期間中に2種類以内、総数1万6,000枚まで配布することができますので、上限額といたしましては12万160円になります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 1点だけお伺いします。

国と違いまして、こういう地方の自治体は、地方選挙は、地方団体、自治体で条例制定して決めておるわけでございますけれども、参考までになのですけれども、ポスターの1枚当たりの他の近隣の市等はどうか、もしおわかりになりましたら。

○委員長（君島孝明君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（磯 良夫君） 他の市町等はちょっと条例等を確認してはおりませんが、他の市町につきましても、公職選挙法のこの国会議員の選挙運動に対する公費負担の限度額から引用されていると思われるので、多分1枚の印刷費の上限額については同額になっているのだと思われます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりしたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第45号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎陳情第4号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情書

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第4、陳情第4号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

○事務局（齋藤一美君） ご説明いたします。

陳情第4号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情書ではありますが、平成28年4月27日に下都賀郡壬生町幸町2丁目28番4号、川の日を国民の祝日にしよう会会長、桑原史朗氏から提出がありました。

内容でございますが、川の恩恵を享受していることに感謝し、川の大切さを考え直す国民の祝日として「川の日」を制定するよう国に意見書の提出を求めるものでございます。

県内14市の扱い状況でございますが、足利市を除きまして、13市で6月定例会の審査予定となっております。わかる範囲でちょっと採択状況をご報告いたします。日光市が採択になっております。佐野市は継続審査、さくら市も継続審査の予定です。那珂川町、壬生町で採択になっております。益子町では不採択という状況でございます。

それから、また国土交通省では、平成8年度から7月7日を「川の日」と定めております。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、これより審査を行います。

委員の皆さんのご意見をお願いいたします。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回の提出がありまして、「川の日」ということで、これは国土交通省からは平成8年度に一応制定されたという形なのですけれども、それから20年ぐらいたってという形なのですが、一向にこの祝日にならないという形で、实际的に言えば7月7日は七夕の日で、そのなぜならないというのは、やっぱりわからない部分もあったのですが、その辺でやはりもう少し「山の日」はその後にできても、結局「山の日」は祝日になったという形もあるので、その辺を含めても私は今回一般質問でも川を愛護なんというような話もしたのですが、实际的には「川の日」というふうに受けとめての祝日というものを考えていった場合には、余り意味がないのではないかなと思う部分もあると思うのです。その中でやはり七夕と合わせて例えば「七夕の日」とか、そういう形であれば私はある程度いいのかななんて思っている部分もあるのですが、その辺で20年間なぜこうならなかったのかというのを考えていて、今なぜそれを出したのかというのを考えていった場合には、またちょっと難しい部分というのはあるのではないかなとは思いますが。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 私は賛成なのです。といいますのは、実際の一応経済的な環境の中で、多少その祝日がふえることによってマイナスの側面も多々あるのかとは思いますが、この大田原市において、特に那珂川、箒川、そういう河川の恩恵を受けている部分、またいろいろなこの大田原市を紹介するときも、ほとんどの場合、那珂川が横断しているとか、そういう表現を使いながら、かなりアユのこととか、大田原市としてはPR効果が高いと思いますので、ぜひこれにのせたいというか、陳情採択してほしいなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 今、その中で私も非常にいいなとは思っていた部分もあるのですが、ただ市として、では「川の日」と制定した場合に、私の今回その質問ではないのですが、何もしない。実際的には市では、では市を挙げて一斉清掃しましょうとか、何かそういうふうな大田原市独自のその川に対してのいろんな愛着であるとか、美化であるとか、いろんなものをこれから制定していく中での制定であれば、私は賛成しようかなと思っていた部分もあるのですが、今回の質問でも実際的には愛護会があって、それによってのぐらだけで、ある程度市としてのその川に対してのというか、今回は法定外のほうの質問だったのでありますが、全体的に見ても、そういう形での市全体としての動きが見えない部分があるので、逆に先にこういうものをつくるのであれば、もっと市はどういう形でやるからこそ、こういうふうに祝日にして、祝日の日はでは一斉にそういう形で清掃しましょうとか、そういうような形で持ってくるような、そういう逆の体制をとって考えていったほうが非常にいいのではないかなと思うので、その辺ではまだこの祝日というのに対しては私は反対という形で考えております。

○委員長（君島孝明君） 逆に、例えば今陳情で出されていますよね。これが国民の祝日と認められたことによって、大田原市としてはではこの一斉に川の清掃をその日にしましょうということもできますよね。どちらかが先ですよ。ただ、市のほうがだんだん進めていって、ではこの日、「川の日」にしてくださいというのでは、ちょっともう遅いと思うのですよ。だから、きっかけとしては逆に私はいいのかなと思うのですが。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 私は、やはりいろんな市が先かどっちが先かという部分も確かにあると思います。それとか、やっぱりさっきも言いましたように、その祝日がふえることによって、この社会への影響というのは、いろんなところで起きるといふようなことも考えられます。しかしながら、大田原市はやはりさっきも言いましたけれども、川の恩恵は非常に受けている市だと思います。県内でも有数の市ということで、やはりこれはぜひこの陳情を採択して、その「川の日」が祝日に制定されるようにやはり市としても一緒に国に呼びかけていく必要があるのだらうというふうに思います。そうした中で、いろいろな川を洪水から守る護岸工事でありますとか、いろいろな市民みずから清掃するとか、そういったこともあるかと思いますが、やはり大田原市のこの愛護をPRする、清流をPRする、そこにぜひこれをまず祝日の制定に向けて動きをつくって、そうした中でやっていくべきだというふうに私は考えます。

○委員長（君島孝明君） 前野委員。

○委員（前野良三君） 海、山、それで今、川、大体3つあるのですが、どちらかという、栃木県はやっぱり大田原市も海が一番なじみがないのです、私たちは身近だから。でも、これが一番先になった。特にその山がことしから、川に対してはそういうことで常にやっぱり水の大切さということで、それは大きい河川であろうと、1級河川である、または普通河川で、全て水に関する生命のかなめですから、ぜひ制定の形でお願ひしたいと思います。今、委員さんの言う経済効果、これも相当あると思いますし、日本はまだまだ休日が少ないでしょうから、制定されても休まない会社もあつたり、事業所もあつたりすると意味はないかと思いますが、徐々にそういうものが国民の祭日ということであれば、なじんでいくと思いますので、ぜひ制定という形で賛成したいなと思います。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 私もこの不採択にした自治体が幾つかあるわけですが、なぜどういう理由だったのかなとお聞きしたいなと思っていたのですけれども、祝日をふやすということは、私は大賛成なのです。大賛成ですし、前にも滝田委員がおっしゃったように、大田原市の環境、これから見てもこれは好ましいことなのだろうなと、こう思っています。いつかはこれそういったことになるのかなとと思っていましたけれども、そういった意味で、悪くても継続するというのを、よその市町村の不採択にしたところの意見とかをやはり川が通っているまちですから、先ほどお聞きしましたが、どんなことで不採択になったのかなとちょっと不思議でしょうがないのですけれども、賛成できれば、それは議会で賛成して、そうしてから市のほうにそれを要望していくというのですか、国のほうにもそうなのですが、市のほうも議会で認めたということの重み、重さを感じていただければいいのではないかと思いますので、賛成でいいのではないかな。当初はよその自治体の不採択の意見を聞こうかなと思ったのですけれども、いろいろ事情もあるでしょうけれども、この際祝日をふやして、そして経済効果を狙うとか、そういったことも含めて、それと大田原を取り巻く環境ということも含めて、この際認めていいのではないかと、こういうふうに思っています。

（「賛成です」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 今、事務局に聞きたいのですけれども、その足利だけが出ていないというのは何か理由があつて。

○事務局（齋藤一美君） それは聞いていません。

○委員（中川雅之君） 聞いていない。

○事務局（齋藤一美君） はい。後で調べます。

○委員（中川雅之君） そこまで強硬に反対というわけでは私もないのですけれども、ただ、ある程度大田原市独自にやっぱり何かPR、さっき滝田さん言われたように、せつかく清流の那珂川があつてというのは、非常にいいので、その辺をもうちょっとアピールするものがあつたら賛成というのがあれば一番私もいいのかなと思っていた部分があつたものですから、ただ、今皆さんのお話聞いていても、すごくそれは非常にいいのです。いいことだと思うので、その辺はやっぱり賛成はしたいのです。

（何事か言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 意見採択の中に、もしあれでしたらば、まず大田原を取り巻く環境、これらをつたつて、そしてあと災害の面でも知識を高めるというようなことも入れていただいて、そのようなことを前面に出して行って、意見書を賛成で出したらどうでしょうか。お願いするというふうに。

○委員長（君島孝明君） では、ほかに意見がないようでありますので、審査を終わります。

それでは、採決いたします。陳情第4号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情書につきましては、採択すべきものとするにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情書につきましては、採択すべきものと決しました。

次に、意見書の作成をいたさせます。

暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時54分 再開

○委員長（君島孝明君）では、委員会を再開いたします。

意見書を事務局から朗読いたさせます。

事務局。

○事務局（齋藤一美君）意見書を朗読いたします。

「川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書」（案）

身近な川と遊びに親しみ、自然の大切さを学び、川の恩恵に感謝する記念日として「川の日を国民の祝日に定めること」を求める理由は下記のとおりである。

記

- 1 川は山の湧水から生まれ、生命体の命の水となって海へ流れ込んでいく。その古くから変わることのない営み、「生活の知恵」が自然環境生態系を創り出しており、我々の日々の暮らしと切っても切れない自然美豊かな川との付き合いによって、大きな恩恵を享受していくことを感謝するため。
- 2 油断をしないで、突然の川の猛威（自然の力）への対策を怠らずに、常日頃から川の恐ろしさを学習する日、その一方で、大切な川（自然）の保護と防災、そして利水・治水を有効に活用するため官民一体となり対策に万全を期すため。
- 3 川に流れる水の恩恵を受けて、希少価値の小さな命が懸命に生きている姿を見て、我々は勇気と元気をもらっている。そのような自然環境を守り育てるため。

以上のように「川の日」を川の恩恵を享受していることに感謝する日、そして一人一人が川の大切さを考え直すきっかけの日となるよう、国民の祝日に選定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

栃木県大田原市議会議長 引 地 達 雄

提出先、内閣総理大臣、国土交通大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長、栃木県知事。

以上です。

○委員長（君島孝明君）それでは、内容について検討をお願いいたします。

前野委員。

○委員（前野良三君）異議ございません。

○委員長（君島孝明君）よろしいですか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君）ご異議がなければ、作成した意見書は、私を提出者として、議長に提出したいと

と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(君島孝明君) それでは、意見書について委員長を提出者とし、出席委員全員を賛成者として議長へ提出いたします。

委員案の署名を後ほどお願いいたします。

◎散 会

○委員長(君島孝明君) 以上で当委員会に付託されました案件については、全て終了いたしました。これにて本日は散会いたします。

午前10時58分 散会

総務常任委員長